

光仁朝の皇統意識

遠藤 みどり

はじめに

現在一般には、壬申の乱によって天武系へと奪取された皇統が、天智の孫である光仁の即位によって天智系へと移行したと考えられている^①。実際、光仁の後は桓武―平城・嵯峨・淳和―仁明……と、天智系の天皇が相次いで即位を果たし、天皇の系譜が天武系から天智系へと変更されたことは紛れもない事実である。しかし、その起点となる光仁朝において、皇統の交替はどれほど意識されていたのだろうか。

近年の研究では、天武系皇統という意識は、奈良時代でも特に意識されていた形跡はなく、桓武が自身の正当性の拠り所として天智系意識を強調することで、その対概念として新しく醸成された意識であることが指摘されている^②。また、奈良時代において、天智は天武とともに律令国家の祖宗として位置づけられていたことも明らかにされており、壬申の乱から光仁即位までを天武系の時代とする従来の考え方は見直しが進められている^③。

本稿では、光仁朝の皇統意識という観点から、光仁の即位が皇統の交替と意識されておらず、むしろ奈良時代最後の天皇として、それまでの皇統意識を保ち続けていたことを明らかにしていきたい。第一節では、奈良時代における天智系王

族と天武系王族の動向から、光仁即位が当時の皇統意識において順当なものであったことを明らかにする。第二節では、光仁朝における天武系王族の動向から、光仁朝において天武系王族が排除されていない点を明らかにする。これによって、桓武朝の前史として一体的に把握されることの多かつた光仁朝と桓武朝との相違を浮き彫りにし、桓武朝の画期性について明確にさせることができるであろう。

第一章 奈良時代の孫王

(一) 初叙年齢

はじめに述べたように、奈良時代は一般に天武系皇統の時代とされ、皇位継承は天武系王族によって行われるのが正当であると考えられている。実際、奈良時代の皇位継承に関わる争いで候補者として名を連ねるのは天武系王族ばかりであり、天智系王族はその埒外とされていたように見える。

しかし、天武皇子は高市を筆頭に計一〇名を数えるのに対して、天智皇子は大友・健(夭逝)・川嶋・施基の四名が確認できるだけである。「表1」⁽⁴⁾。続く孫王(二世王)⁽⁵⁾の代以降になれば、その人数にさらなる開きが生じることは想像に難くない。このような状況からすると、奈良時代における天武系王族の台頭の要因として、天智系王族との絶対的な人数差を想定することは強ちの外れなことではないのではないだろうか。そこで本節では、奈良時代における天武系王族と天智系王族の人数差に留意しつつ、光仁(白壁王)と同じ孫王の動向について検討を行い、天智系王族である白壁と天武系王族との間に待遇差があるのかを検証していきたい。

表2は、天智・天武の孫王を父親王ごとに初叙順に羅列したものである。不明とあるのは、慶雲年間以降に無位から四位下に叙された、出自不明の者たちである。⁽⁶⁾天智皇子の大友に一人、施基二人。天武皇子の高市に二人、草壁・刑部に

一人ずつ、長五人、穂積二人、舎人六人、新田部二人の計二十二人に、出自不明の一人人を合わせた三八人の孫王が確認できる。これを見ると、天智系に比べ、天武系の孫王が多いことは一目瞭然である。また、天武系の中でも、長・舎人はそれぞれ最低七子いるうち、それぞれ五人・六人の孫王が確認できる。施基所生の孫王が最低六子いるうち二人しか確認できないのと比べると、やはり天智系より天武系の孫王の方が優遇され、政界で活躍していたように見えしてしまうかもしれない。

しかし、孫王の総数はそれぞれの親王の所生子女数の差や没年齢の違いなどが大きく影響すると考えられる。さらに、各孫王の出自は、『懐風藻』や『万葉集』、あるいは子孫の卒伝などで偶然確認できている場合がほとんどであるので、出自不明の孫王が一六人も存在する状況では、単純な人数の多少だけで天智系に比して天武系孫王が優遇されていたと言うことはできないだろう。

そこで、今回注目したいのが初叙の年齢である。律令の規定では、「年二一以上」になると蔭位の適用を受け、孫王は無位から従四位下に叙されることになっている¹⁰。しかし、実際の初叙時の年齢を見ると、二〇歳前後から三・四〇代と人それぞれである。蔭位の適用を受けた叙位であるので、この違いは当然、出自の違いが大き

[表1] 天智・天武皇子一覽

父	皇子	生年	没年	没年齢	配偶皇女	所生男子	序列
天智	大友	648(大化4)	672(天武1)	25	十市(天武)	葛野王	—
	健	651(白雉2)	658(斉明4)	8	—	—	—
	川嶋	657(斉明3)	691(持統5)	35	泊瀬部(天武)	—	—
	施基	663-672(天武1)	716(靈龜2)	45-54	当耆(天武)	春日王	7
天武	高市	654(白雉5)	696(持統10)	43	御名部(天智) (但馬(天武))	長屋王	(8)
	草壁	662(天智1)	689(持統3)	28	阿閉(天智)	輕(文武)	(1)
	大津	663(天智2)	686(朱鳥1)	24	山辺(天智)	—	(2)
	刑部	663-666(天智5)	705(慶雲2)	40-43	飛鳥(天智)	—	9
	磯城	663-666	685-701	21-39	—	—	(10)
	長	663-668(天智7)	715(靈龜1)	48-53	—	—	4
	穂積	663-671(天智10)	715(靈龜1)	45-53	(但馬(天武))	—	5
	弓削	663-673(天武2)	699(文武3)	27-37	(紀(天武))	—	6
	舎人	676(天武5)	735(天平7)	60	—	—	3
	新田部	676-686(朱鳥1)	735(天平7)	50-60	—	—	7

〔表2〕 奈良時代の孫王

父	孫王	初叙	昇叙 年数	没年	極官	特記事項(歴任官職・婚姻など)	
大友	葛野王 春日王	不明 723(養老7)	22以下 8	705(慶雲2) 745(天平17)	37 43以下	正四位上 散位正四位下	治部卿・式部卿
施基 (2)	白壁王(光仁) *第6子	737(天平9)	29	781(天応1)	73	*立太子時(正三位 大納言)	中納言/山作司(光明子) ◎井上内親王(聖武)との婚姻 ◎立太子・即位(770・宝亀1)
高市 (2)	長屋王	704(慶雲1)	29	729(天平1)	54	正二位左大臣	*初叙時に正四位上 宮内卿・式部卿など/ ◎吉備内親王(草壁)との婚姻 ●長屋王の変で自尽
	鈴鹿王	710(和銅3)	35以下	745(天平17)	70以下	知太政官事兼式部 卿従二位	大藏卿・参議など/監護(舍人)
草壁	輕皇子(文武)	*立太子・即位 (697・文武1)	*15	707(慶雲4)	25	—	
刑部	山前王	705(慶雲2)		723(養老7)		散位従四位下	
長 (5)	智努王 (文室孫三)	717(養老1)	25	770(宝亀1)	78	従二位	治部卿・木工頭・造宮卿・摂津大夫・中納言・御史大 夫など/装束司(元正) ●称徳没後の後継候補
	来栖王	723(養老7)	42	753(天平勝宝5)	72	中務卿従三位	雅楽頭・大膳大夫
	長田王	735(天平7)	5	不明		不明	従四位上・刑部卿
	大市王 (大市大市) *第7子	739(天平11)	36	780(宝亀11)	77	前大納言正二位	刑部卿・大藏卿・彈正尹・節部卿・民部卿など/監護 (安積)・装束司(元正)・造山司(宮子)など ●称徳没後の後継候補
	奈良王	740(天平12)		不明		不明	*初叙記事のみ
穗積 (2)	上道王	712(和銅5)		727(神亀4)		散位従四位下	
	坂合部王	717(養老1)		不明		不明	治部卿
	三原王	717(養老1)	26以下	752(天平勝宝4)	61以下	中宮卿正三位	治部卿/山作司(元正)
舍人 (6)	三嶋王	723(養老7)		不明		不明	
	船王	727(神亀4)	16	*隠岐配流(764・ 天平宝字8)		三品	大宰帥・信部卿・装束司(光明) ●道祖王麿太子時の後継候補
	池田王	735(天平7)	19	*土佐配流(764・ 天平宝字8)		三品	彈正(神敏)尹・刑部卿・摂津大夫/造山司(宮子)・ 山作司(光明子) ●道祖王麿太子時の後継候補

舎人 (6)	守部王 大炊王(淳仁) *第7子	740(天平12) *立太子(757・ 天平宝字1)	*25	08	不明	765(天平神護2)	33	不明	—	從四位上	●立太子翌年に即位、仲麻呂の乱で廃位・淡路幽閉	19
新田 部 (2)	塩焼王 (米上塩焼)	733(天平5)	19	7	764(天平宝字8)	50	從三位	●伊豆への配流および復位 中務卿・大藏卿・礼部卿・信部卿・中納言・文部卿など ●御前長官(伊勢行幸)・山作司(光明子)など ◎不破内親王(聖武)との婚姻 ●道相王麁太子時の後継候補 ●奈良麻呂の娶の難立候補 ●仲麻呂の乱で斬殺	21			
	道相王	737(天平9)	23以下	3	757(天平宝字1)	43以下	*立太子時(從四位 上中務卿)	●山作司(元正) ●立太子(756・天平勝安8)の翌年廃太子 ●奈良麻呂の娶で拷問死	22			
不明 (16)	大市王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	伊勢守?	23			
	手嶋王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	*初叙記事のみ	24			
	気多王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	*初叙記事のみ	25			
	夜須王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	*初叙記事のみ	26			
	倭王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	*初叙記事のみ	27			
	宇大王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	*初叙記事のみ	28			
	成会王	704(慶雲1)	不明	不明	不明	不明	不明	*初叙記事のみ	29			
	阿八万王	705(慶雲2)	8	719(養老3)	散位正四位下				30			
	六人部王	710(和銅3)	11	729(天平1)	正四位上	装束司(播磨行幸)・監護(施基) ◎由形内親王(大武)との婚姻			31			
	大野王	712(和銅5)		737(天平9)	散位從四位下	彈正尹			32			
	倭王	712(和銅5)	不明	不明	不明	*初叙記事のみ			33			
	門部王	713(和銅6)	18	不明	不明	大判事・治部卿			34			
	河内王	714(和銅7)		728(神龜5)	從四位下				35			
	酒部王	717(養老1)		730(天平2)	從四位下彈正尹				36			
	阿刀王	743(天平5)		763(天平宝字7)	義部卿從四位下				37			
	三笠王	743(天平5)		745(天平17)	散位從四位下				38			

1:「父」欄の () 数字は表中所生孫王の人数。

2:「孫王」欄の*は父親王の「第○子」を意味する。

3:「初叙」欄の数字はその時点の年齢。

4:「昇叙年数」欄は從四位下の初叙から從四位上への昇叙までの年数。

5:「特記事項」欄の◎は内親王との婚姻、●は皇位継承に関わる事項。

6:表中の網掛けは、生母が皇女であることを示す(表1参照)。

な要因として生じたものと考えられる。そのため、初叙年齢を比較することで、出自の違いによる待遇差の一定の傾向をつかむことが期待できるのである。

では、表2から初叙年齢を確認してみよう。白壁王〈施基〉二九歳⁽¹¹⁾、長屋王〈高市〉二九歳⁽¹²⁾、智努王〈長〉二五歳、栗栖王〈長〉四二歳、大市王〈長〉三六歳、塩焼王〈新田部〉一九歳⁽¹³⁾。初叙年齢が確認できるのはわずかに六人であり、データとしては不十分であるが、念のため平均すると約三〇歳となる。この数字は、通常の授位が二五歳以上であることや、舍人親王所生の大炊王〈淳仁〉が二五歳の立太子までに叙位された形跡のないことからすると、当時の孫王の初叙年齢の基準としては強ちの外れな数字ではないかもしれない。少なくとも、令規定にある二一歳というのは最少年齢に過ぎず、実際は二五歳を超えても叙位されない孫王も多かったと想定される。

このように考えると、塩焼王の一九歳という年齢での初叙は、当時としてはかなり早いものであったことがうかがえる。また、長屋王の場合は初叙時二九歳と平均的だが、通常より三段階高い正四位上に叙されており、その優遇度合いは群を抜いていると言えよう。

この他に、ある程度の年齢を推測できるのが次の四人である。春日王〈施基〉二二歳以下、鈴鹿王〈高市〉三五歳以下、三原王〈舍人〉二六歳以下、道祖王〈新田部〉二三歳以下と推定できる⁽¹⁵⁾。いずれも上限のみのため、おおよその目安にしかならないが、施基所生の春日王と舍人所生の三原王、新田部所生の道祖王の初叙年齢が若いことは確実である。

さらに、初叙年齢を推測する方法として考えられるのが、同日叙位の場合の掲載順である。この掲載順というのは、例えば天平九年（七三七）九月己亥条では、白壁王・道祖王の順に記載されており、当時、白壁王が二九歳、道祖王が二三歳以下であるので、年齢順であることが推測できる⁽¹⁶⁾。この同日叙位の掲載順を記した表3を見ると、舍人・新田部所生子が後にくるケースが多いことが分かる。また、別稿で指摘したように、長所生子と舍人所生子が同日に叙される場合、必ず「長―舍人」の順番となっている点も特徴的である。前述のように、長・舍人所生子は確認できる総数が多いため、同

日叙位の事例も多く確認できるのであるが、六例あるすべてが「長―舎人」の順となっているということは、長所生子よりも舎人所生子の方が初叙年齢が若く、優遇されているとみることができるといえる。

長も舎人もその母は天智皇女の大江と新田部で、極官も一品と、親王としての待遇にそれほどの差異はない。ではなぜ所生子の出身において、上述のような差が生じたのであろうか。その理由として、別稿では長の政治的不遇を推測したが、⁽¹⁷⁾もう一つ考えられるのが両者の死没年の違いである。長は靈龜元年（七一五）、舎人は天平七年にそれぞれ薨去している「表1」。長の薨去後、舎人が亡くなるまでの二〇年間というのは、ちょうどそれぞれの所生子が初叙された時期と重なる「表2」。つまり、池田王までの舎人所生子の初叙時には、父である舎人が生存し、しかも新田部親王とともに宗室の長老として活躍していた時期でもあった。⁽¹⁸⁾新田部所生の二王の初叙も新田部薨去前後の時期であり、二〇歳前後という早い初叙も父新田部の活躍を承けてのものと考えられるだろう。

なお、初叙年齢の優遇が見られる長屋王・春日王に関しては、その母が内親王であったことが共通点として挙げられる。長屋王については、父が持統朝の太政大臣を務めた高市であったことがその優遇の大きな要因とも考えられるが、弟の鈴鹿王にはそれほどの優遇が見られないこと

[表3] 同日叙位一覧

年月日	1	2	3	4	備考
和銅 3.1.13	鈴鹿王〈高市〉	六人部王〈不明〉			無位→従四位下
和銅 5.1.19	上道王〈穂積〉	大野王〈不明〉	倭王〈不明〉		無位→従四位下
養老 1.1.4	酒部王〈不明〉	坂合部王〈穂積〉	智努王〈長〉	三原王〈舎人〉	無位→従四位下
養老 7.1.10	来栖王〈長〉	三嶋王〈舎人〉	春日王〈施基〉		無位→従四位下
天平 1.3.4	智努王〈長〉	三原王〈舎人〉			従四位下→従四位上
天平 3.1.27	門部王〈不明〉	春日王〈施基〉			従四位下→従四位上
天平 7.4.23	長田王〈長〉	池田王〈舎人〉			無位→従四位下
天平 9.9.28	白壁王〈施基〉	道祖王〈新田部〉			無位→従四位下
天平 12.1.7	奈良王〈長〉	守部王〈舎人〉			無位→従四位下
天平 12.11.21	智努王〈長〉	塩焼王〈新田部〉			従四位上→正四位下
同日	長田王〈長〉	守部王〈舎人〉	道祖王〈新田部〉		従四位下→正四位上
天平 15.5.5	来栖王〈長〉	春日王〈施基〉			従四位上→正四位下
同日	阿刀王〈不明〉	三室王〈不明〉			無位→従四位下
天平宝字 1.5.8	白壁王〈施基〉	船王〈舎人〉			従四位上→正四位下

から、生母の違いも要因になり得ることが推測される。⁽¹⁹⁾

以上、初叙年齢の違いから、孫王の出自の違いによる待遇差があるかを検討してきた。その結果、孫王の初叙年齢の違いは、初叙時の父親王の生存や生母の出自などの違いに起因していることが明らかとなった。分析データも少なく、推測に推測を重ねた観もあるが、天智系の春日王に優遇が見られたように、少なくとも天智系か天武系かといった違いによる待遇差は確認できない。白壁王に関しても、二九歳での初叙というのは特に優遇されているわけではないが、天武系の栗栖王や大市王（いずれも長所生）よりは若く、孫王の初叙としては一般的な年齢であったと考えられる。

（二）皇女との婚姻

このように、初叙年齢において、白壁王は天智系王族だからといって他の天武系王族と比較して不遇だったわけではないことが明らかとなった。しかし、その後の動向をみると、むしろ優遇されていたとみることのできる事実がある。それは、聖武皇女の井上内親王と婚姻を結んだことである。

別稿で考察したように、六世紀以来、皇女との婚姻は在位中の天皇の意向によって行われ、天皇から認められた証となっていた。⁽²⁰⁾ 律令の規定でも、皇女（内親王）の婚姻は四世王以上の皇親に限定されており、⁽²¹⁾ 実際に奈良時代に確認できる内親王の婚姻相手は孫王以上であった。そのうち白壁王同様、孫王で内親王と婚姻したのは、出自不明の六人部王を除くと、高市所生の長屋王と新田部所生の塩焼王だけである。

長屋王は、草壁皇子と阿閉皇女（元明）の娘で、同母兄弟の文武即位に伴って、内親王となった吉備と婚姻を結んでいる。⁽²²⁾ 前述した無位から正四位上への直叙という優遇は大寶四年（七〇四）のことなので、⁽²³⁾ 吉備との婚姻とこの優遇措置には何らかの関連がうかがえる。その後、和銅二年（七〇九）に従三位・宮内卿となり、翌年に式部卿、霊龜二年（七一六）正三位、養老二年（七一八）大納言、同五年に従二位・右大臣と、異例の昇進を遂げていく。⁽²⁴⁾ 前節で挙げた孫王たち

の初叙(従四位下)から従四位上へ一階あがるのに平均一〇年程(25)かかるなか、多くの孫王がやっと一階あがるかどうかという年月で政界の首班まで登りつめたのである。

この昇進の裏には、上位に存在した石上麻呂や藤原不比等の死去(26)という偶発的要因もあるが、天武長子で天武・持統の治世を支えた高市皇子を父に、天智皇女で元明の同母姉である御名部皇女を母に持つ長屋王自身の生まれや、本人の資質などが関係していると考えられる。それに加えて、吉備との婚姻はさらにその重要度を高めたようで、この間、吉備の母である元明治世下の和銅八年(七一五)二月に吉備所生の男女を皇孫の例に入れるとの勅が出され、本来三世王となる長屋王の男女のうち、吉備所生の男女のみ二世王待遇となった(27)。三世王から二世王への繰り上げによって、吉備所生男女の皇位継承上の重要性が高まったことは間違いない(28)。

前節でも述べたように、孫王のうち皇女を母とする春日王・長屋王の初叙は、ほかの孫王に比べて優遇されていたことがうかがえる。吉備所生男女の優遇は、それ以上の破格の待遇ではあるが、生母が皇女であることで優遇を受けた例とも言える。令制キサキ制度の検討に際して、妃(内親王)と夫人(内親王以外)の所生子の待遇には大きな差がないことを述べたが、(29)孫王以下においては、生母が皇女か否かによって待遇に違いが生じていることがうかがえる。なお、神亀六年(七二九)の長屋王の変において、吉備およびその所生とみられる膳夫王・桑田王・葛城王・鈎取王は長屋王とともに非業の死を遂げた(30)。

聖武皇女である不破内親王と婚姻を結んだ塩焼王は、天平五年(七三三)に一九歳で従四位下へと初叙された後、天平一二年には従四位上、正四位下と昇叙され、天平一四年には中務卿という要職に就任していた(31)。ところが、その天平一四年に突如、女孺四人とともに平城の獄に拘禁され、伊豆三嶋へ配流されるという事件が起こり、(32)その地位は一変する。二年半後の天平一七年には入京を許され、翌年には本位に復された(33)。

ところで、塩焼王と不破の婚姻時期に関しては、天平一四年の配流事件の前か後かで説が分かれている(34)。事件後を主張

する説では、事件前に婚姻を結んでいるとした場合、事件当時二〇代前半となり、不破の初叙である天平宝字七年（七六三）時点で四〇歳を超えてしまうこと、所生子の氷上川継の初叙（宝龜一〇年、七七九）を二一歳とした場合、出産時に四〇〜四一歳という高年齢であるという点を挙げ、天平一四年時点で不破の年齢を婚姻適齢期前の一〇代前半とみている。

だが、初叙が四〇歳を超えてしまう点は、後述のように不破自身の問題があるとも考えられるし、川継の年齢の問題に關しても、四〇代前半の出産は当時としても十分可能なもので、取り立てて問題にならない。そもそも、前節でも述べたように、二一歳というのは初叙の最少年齢であって、二一歳よりも上である可能性の方が高い。事件後の婚姻を主張する不破の年齢問題は、いずれも事件前の婚姻を否定する根拠としては弱いのである。

さらに、不破には同母姉の井上内親王（母・県犬養宿祢広刀自）、異母姉の阿倍内親王（孝謙・称徳、母・藤原朝臣光明子）がいるが、当時それぞれ齋王・皇太子となっていて婚姻できない状況にあったことから、不破の婚姻は父である聖武にとって重要な意味を持っていたと推測される。³⁸ そのような唯一婚姻可能な皇女が、何らかの事件を起こした塩焼と婚姻できるものであろうか。むしろ、事件前の天平一二年以降の飛躍的な昇進を不破との婚姻を契機としたものと考え、³⁹ 事件前に婚姻が結ばれていたと考えるほうが蓋然性が高いと思われる。

このように、塩焼王も皇女との婚姻によってその地位は急上昇していたと考えられるが、その最中に起こったのが天平一四年の配流事件である。この事件は、一般的には塩焼王によって起こされた何らかの事件と考えられているが、不破が首謀の謀反事件で、弟安積を皇位につけるため皇太子阿倍を呪詛し、塩焼王らは縁坐して配流されたとする説もある。⁴⁰ 聖武朝において不破が内親王号を剥奪されていること、⁴¹ 天平宝字七年（七六三）に至るまで叙品されていなかったことなど、聖武・孝謙朝を通して冷遇され続けていたことからすると、天平一四年の事件への不破の関与は重大なものだった可能性は高い。仮に配流事件の首謀者が不破であったとした場合、塩焼王は自らの地位を上昇させた不破との婚姻によって、

皇位継承争いに巻き込まれ、配流されてしまったとも言えるのである。

その後、帰京して本位に復した後は、特に記事は見られないが、聖武崩御時には山作司に任ぜられたことから、不破の冷遇に比して、一孫王としては過不足ない扱いを受けていたものと思われる。続く淳仁朝では、天平宝字元年（七五七）の橘奈良麻呂の変に際して、奈良麻呂側の擁立候補者として名前が挙がったことから、氷上真人を賜姓され臣籍降下するものの、大蔵卿・礼部卿・中納言などを歴任して、重用されていた。だが、天平宝字八年の藤原仲麻呂の乱において、仲麻呂によって今帝として擁立されたため、敗走途中の近江において、仲麻呂等とともに捕らえられ、斬殺されたのである。⁽⁴⁵⁾

以上のように、塩焼王にしても長屋王にしても、皇女との婚姻によってその地位は上昇したが、その一方で、皇位継承に関わる事件に巻き込まれている。⁽⁴⁶⁾ 実例は少なく、そのほかの要因も大きいため、強くは言えないが、奈良時代においても皇女、特に当代の天皇に近い皇女との婚姻は、王権との結びつきを強める働きをしていたことは想像に難くない。

ちなみに、皇女と婚姻を結んでもう一人の孫王、出自不明の六人部王についても述べておきたい。六人部王の妻田形内親王は文武皇女で、慶雲三年（七〇六）から文武朝三代目の伊勢斎王を務めた人物である。⁽⁴⁷⁾ 退下の時期は不明であるが、文武崩御の慶雲四年頃には帰京したとみられ、六人部王との婚姻はこれ以後の和銅年間頃と考えられる。六人部王は、和銅三年（七一〇）に従四位下に初叙されるが、その後、養老五年（七二二）から神亀元年（七二四）の三年余りの間に従四位上から正四位上へと、ほぼ毎年のペースで昇叙されている。⁽⁴⁸⁾ 同日に初叙された鈴鹿王の従四位上への昇叙が神亀三年であることを考えると、かなりのハイペースでの昇叙と言えるだろう。残念ながら天平元年（七二九）には没してしまうので、それ以上の昇叙はないが、この間に施基親王葬儀の監護や播磨国行幸の御装束司などに任じられている。⁽⁴⁹⁾ 前述の三孫王のように皇位に直接関わることはなかったが、位階・官職ともに他の孫王に比べて突出しており、皇女との婚姻を結ぶことはやはり「優遇」だと言って良いだろう。

(三) 井上内親王との婚姻

このように、「優遇」とも言える皇女との婚姻を結んだ白壁王は、天智系王族ということで、他の天武系王族に比べ不遇であつたとは言えないと考えられる。むしろ、井上との婚姻という観点からすると、舍人・新田部系王族の次に優遇されていたとみることもできる。実際、その即位の要因の一つとして井上との婚姻、および井上所生の他戸の存在があつたことは多く指摘されるところである。⁵⁰では、井上の婚姻相手として白壁王が選ばれたのは何故であろうか。

井上は、養老五年(七二二)に五歳で齋王に卜定された後、神亀四年(七二七)から二〇年近くを齋王として伊勢で過ごした。その帰京は、同母弟安積親王の死去した天平一六年(七四四)、二八歳の時である。所生の酒人内親王が天平勝宝六年(七五四)生まれのため、それまでに婚姻が結ばれたと考えられる。⁵¹

白壁は、井上帰京時に三六歳、酒人誕生時には四六歳であつた。当時確実に生存し、三〇歳前後の井上の婚姻候補となり得る孫王は白壁以外にも複数存在していた。例えば、舍人所生の船王・池田王、長所生の長田王・大市王、新田部所生の道祖王などである。年齢は三〜四〇代と多少のばらつきはあるものの、いずれも従四位で位階上の優劣はほとんどない。特に道祖王は井上とはほぼ同年代で、後に聖武によって皇太子とされるし、船王や池田王も、道祖王廢太子や橘奈良麻呂の変で後継候補に挙げられていることから、⁵²長屋王や塩焼王のように皇女の婚姻相手とされていても不自然ではない。

対して白壁は、皇女井上と婚姻を結びながらも、八世紀後半の皇位継承争いで、称徳末年までその名前が挙がることはなかつた。しかも、井上との婚姻前後の天平一八年に従四位上へ昇叙されて以降、聖武・孝謙朝において特段の昇叙・任官もなく、頭角を現し始めるのは淳仁朝以降である。井上と同じ聖武皇女である不破と婚姻を結んだ塩焼王や長屋王が婚姻前後から急激な昇進を遂げていったのとは異なり、むしろ退下した齋王と婚姻した六人部王の昇進の過程と類似するようである。

井上は現帝の皇女で、元齋王という特殊な位置づけにあつた。また、妹の不破の婚姻が皇位継承争いの火種となつたこ

ともあり（前述）、聖武・孝謙の後継者として名前が挙がる孫王ではなく、白壁王が選ばれたのではないだろうか。ただ、それは天智系王族であるため、皇位継承争いの埒外に置かれていたということではないと考えている。

というのも、井上の婚姻が問題になった天平末年は、光明皇后所生の阿倍内親王が皇太子として立っているが、安積親王が死没した直後で、不婚の女帝となる阿倍(53)の次の皇位継承予定者は白紙の状態であった(54)。その際の候補と目されていたのが、前述した舍人・新田部所生の孫王たちである。舍人・新田部所生の孫王たちの一人を井上の婚姻相手として選ばば、皇女との婚姻の政治的重要性から鑑みて、後継者レースのトップに躍り出たと考えられる。だが結局、孝謙の次の後継者が選ばれたのは、聖武の崩御間際である。そこまで選べなかったというのは、候補者のうち、突出した者がいなかったためであろう。

このような状況のなか、舍人・新田部所生ではないが、皇女と婚姻を結び得ると認められたのが天智系の白壁であった。もし天智系より天武系のほうが優遇されていたというならば、長所生の長田や大市が選ばれても良かっただろう。第一節で検討したように、この時期の孫王のなかで、舍人・新田部所生の孫王が優遇されていたことは明らかで、それは皇位継承候補としてもこの二親王の子孫（高市皇子所生の長屋王系も）が突出しており、それ以外の孫王は天智系・天武系にかかわらず、孫王としての処遇に差異はなかったと考えられる。逆に言えば、天平期の孫王のうち、舍人・新田部系を第一グループとすると、井上の婚姻相手に選ばれた白壁は、第二グループのトップという位置づけにあったと言えるだろう。だからこそ、第一グループの候補者たちが脱落した後の称徳没後、次の天皇として擁立されることとなったのである(55)。

以上のように、称徳の次の皇位継承者として光仁が擁立されたことは、当時の皇位継承観念から言っても順当なものであったと考えることができる。これまでは、多くの天武系孫王を天武系と一括りにして、天智系との差異が強調されてきたが、天武系といっても父親王の功績や没年によってその扱いは異なっており、高市・舍人・新田部系以外の孫王は天智

系・天武系問わず、その処遇に大きな違いはなかったのである。

第二章 光仁朝の天武系王族

前章では、奈良時代において、孫王としての処遇に天智系か天武系かといった差異は見られないことを明らかにした。本章では、光仁即位後、この状況に変化があるのかについて考察をしていく。具体的には、天智系王族が天武系王族に比して優遇されているのか、逆に天武系王族の排除といった動向が見えるのかについて検証したい。

まず、天智系王族の優遇として取り上げられるのが、光仁即位直後に行われた父母への追贈であろう。宝龜元年（七七〇）十一月の井上内親王の立后と同時に、父施基親王に春日宮御宇天皇の称号を贈り、翌年には母紀椽姫に皇太后を追贈した。⁽⁵⁶⁾ この措置について「天智から施基を通じて光仁に至る直系の皇統があつたかのように装おうとした」との見解もあるが、⁽⁵⁷⁾ 同様のことは同じく傍系から即位した淳仁即位時にも行われている。⁽⁵⁸⁾ また、前章での天智系・天武系による処遇の差はないとの結論からすれば、天智系施基所生という自身の血統を卑下するような状況でもなかったと考えられる。であれば、ことさらに新王統を標榜したというよりも、傍系から即位した天皇として体裁を整えるための措置と考えた方が良いのではないだろうか。

むしろ、聖武皇女の井上を皇后に、井上所生の他戸親王を皇太子に立てていることからすれば、聖武系を継承していると標榜しているようにも見える。他戸は立太子時一二歳とする『水鏡』の記録があり、光仁所生男子のなかでも年少である。政治経歴豊富で年長の異母兄たちを差し置いて皇太子となつたのは、母である井上が皇后となつたからである。当時の立后が、所生子の立太子を引き出すものであつたこと⁽⁵⁹⁾からすると、井上の立后そのものが他戸の立太子を企図したものだと考えられる。

さらに、他戸の同母姉の酒人内親王が齋王に卜定される。卜定自体は宝龜三年であるが、その前年には齋宮造営が開始されており、酒人の齋王就任は他戸立太子の時点で予定されていたと考えられる。⁽⁶⁰⁾つまり、光仁朝は、天智系の光仁を聖武の血を引く皇后・皇太子・齋王が支える、前政権との連続性を強調した構造となっており、天智系と天武・聖武系のパランスの上に成立した王権だと言えよう。

だが、周知のように、宝龜三年三月、突如として井上が光仁を呪詛したとして廢后にされ、五月には他戸が廢太子、空位になった皇太子には、翌年正月に他戸の異母兄山部親王（桓武天皇）が立てられる。⁽⁶¹⁾その後、井上と他戸は吉野へと幽閉され、宝龜六年には母子揃って謎の死を遂げた。⁽⁶²⁾これら一連の事件に関しては、山部擁立派による策謀説から、記事通りに井上の事件関与を想定する説など、さまざまな説が出されている。⁽⁶³⁾いずれにしても、この事件の結果、聖武系の象徴であった井上・他戸が姿を消し、渡来系の血をひく山部が擁立されたことからすると、山部擁立派の何らかの動きがあったことは間違いない。

既に指摘されていることだが、この事件前年の宝龜二年二月には左大臣藤原永手が薨じ、三月に右大臣吉備真備が致仕し、その結果、右大臣に大中臣清麻呂、内臣に藤原良繼、大納言に文室大市・藤原魚名、中納言に石川豊成・藤原繩麻呂・石上宅嗣が任せられ、さらに藤原百川と阿倍毛人が新たに参議となっていた。⁽⁶⁴⁾光仁擁立の中心であった藤原北家の永手に代わって、武家の良繼・百川が台頭してきたのである。⁽⁶⁵⁾『公卿補任』宝龜二年藤原百川尻附や『水鏡』などのエピソードにあるように、百川は山部立太子の立役者の一人であるし、その兄の良繼は後に桓武の皇后となる藤原乙牟漏の父で、二人の婚姻はちょうど山部立太子前後とみられる。

おそらく、光仁朝発足当初の聖武系との連続性を強調した構造は、称徳朝以前から政権中枢を担ってきた永手たちが中心となって模索されたものだと考えられる。いわば守旧派とも呼ぶべき政権トップの永手の薨去に続いて、良繼・百川兄弟が台頭した直後に皇太子交代劇が起こったということは、まったくの偶然ではあり得ないであろう。井上・他戸を擁立

して聖武系を継承させようとした守旧派と、山部を擁立して新体制への移行を目論む革新派の対立が、光仁擁立当初にまで遡るかは判然としないが、廢后・廢太子事件の裏には両者の対立があったことが考えられる。

では、井上・他戸の排除、山部擁立後は、守旧派勢力は力を落としたのであろうか。ここで注目したいのが、聖武系王族である不破の処遇である。皇后井上の同母妹である不破については、前章でも触れたように、天平一四年の配流事件後、聖武・孝謙朝と冷遇され続けていた。その後、内親王号は復され、夫塩焼の刑死後も処罰されることはなかったが、神護景雲三年（七六九）に再び謀反事件を起こし、内親王号を剥奪されている⁶⁶。これは息子の水上真人志計志麻呂を皇位につけるため、称徳を呪詛したという事件で、これによって厨真人厨女と改名された上で京外へと追放され、志計志麻呂も土佐へと遠流となっていた。

このような状況であった不破が、宝龜三年一二月に内親王に復されたのである。翌年正月には無位から本位の四品に戻され、五月には三品、天応元年（七八一）一月には二品と順調に昇叙していく⁶⁷。息子の川継も宝龜一〇年に無位から従五位下に叙された⁶⁸。このときの川継は水上真人姓を名乗っているように、既に皇親の籍を外れていたが、特別に三世王として皇親の待遇に処されたため、初叙で従五位下に叙されたと考えられる。このように、異母姉孝謙（称徳）との対立から内親王としては不遇の生活を余儀なくされていた不破は、光仁朝において、息子川継とともにそれまでとはうって変わって厚遇されていく。

ここで注目すべきは、そのタイミングである。宝龜三年一二月という時期は、ちょうど井上・他戸の廢后・廢太子の直後で、山部立太子の直前のことであった。前述のように、光仁朝が天智系と天武・聖武系のバランスを取ることで成立した王権であるとすれば、聖武系の象徴となる井上・他戸の排除は、そのバランスを大きく崩すものとなる。そこで、注目されたのが、不破だったのではないだろうか。聖武皇女である不破、さらにはその息子の川継を厚遇することで、崩れかけたバランスを保とうとしたのである。実際、川継は反山部派とみられる藤原京家の浜成の女と婚姻を結んでおり、守

旧派勢力の受け皿として機能していた。

このように考えると、井上・他戸の排除は光仁の望むところではなかった可能性が高い。井上・他戸排除の裏に光仁の意向があったとする見解もあるが、少なくとも、光仁自身が積極的に両者を排除する動きをしたというのは考えにくいだろう。『水鏡』には、他戸の次の皇太子決定に際して、光仁は百川等が推す第一皇子である山部ではなく、井上の女の酒人内親王を挙げたとする記述もある。もしこれが事実であれば、聖武系を継承しようとする光仁の強い意志を感じることもできるだろう。たとえ事実でなくとも、ほかに藤原浜成が第二皇子の稗田親王（母・尾張女王）を推す記述などもあり、山部立太子が既定路線ではなかったことがうかがえる。

さらに、史上二人目の女性皇太子は実現しなかったが、のちに酒人は新皇太子山部と婚姻を結ぶ。この婚姻に父光仁の意向が反映されているのは明らかで、次の山部の代にも聖武系が継承されることを企図していたことがうかがえるだろう。また吉川真司氏が、光仁天皇陵が当初は聖武系王族の眠る佐保山に設けられていることから、聖武朝との連続面を指摘するように、光仁は聖武系の天皇として没したのである。このような状況からすると、光仁自身が聖武系後継者を標榜していたのは明らかであろう。おそらく、即位当初から永手らとともに守旧派の中心として、新政権の舵取りに尽力していたのではないかと考えられる。そんな最中に起きた廢后・廢太子事件によって、聖武系の井上・他戸排除、山部擁立派の台頭が確定的となった段階で、反山部派の受け皿として不破が浮上したのも、新政権の舵取りに尽力してきた光仁の苦肉の策だったのではないだろうか。

その後も、光仁存命中は天武・聖武系王族や反山部が排除されるような事件は起こらず、天智系と天武・聖武系のバランスは保ち続けていく。その均衡が崩れるのが、光仁崩御直後であった。光仁は病を理由に天応元年（七八一）四月に桓武へと譲位し、同年一二月に崩御したが、その直後の天応二年閏正月、光仁朝で優遇を受けていた川継によるクーデター未遂事件が起こる。⁽¹⁾ 事件そのものは未然に発覚するが、首謀者である川継の逃亡などもあり、固関が行われる厳戒態勢の

もと、事件発覚からわずか一〇日足らずで四〇人以上もの関係者が処罰された。⁽⁷²⁾

首謀者である川継はもちろん、その妻藤原法壹に、母不破および川継の姉妹。さらに、法壹の父である大宰員外帥藤原浜成を筆頭に、左大弁大伴家持や右衛士督坂上刈田麻呂など、処分された者の中には川継とは直接的つながりがほとんど無いような者もいたが、みな天武・聖武系支持の守旧派とみられる面々であり、結果として、桓武に批判的な勢力が一扫されることとなったのである。この背景には、これまで論じてきたような、光仁朝時代の守旧派と革新派の対立があったのである。桓武新政権発足後、虎視眈々と反桓武勢力の動向を注視していた桓武側が、それまで守旧派を裏で支えてきた光仁の崩御直後というタイミングで事件への直接の関与の有無を問わず、反対勢力を一掃したのだと考えられる。

以上のように、光仁存命中は、天武・聖武系を継承する方針が貫かれていたと考えられる。だが、光仁崩御直後に起こった氷上川継事件によって、天武・聖武系を継承しようとする守旧派は瓦解し、いわゆる天武系王族は皇位継承争いに関わらなくなる。もちろん、これ以降も皇位継承をめぐる争いは起こるが、それらは光仁・桓武に連なる天智系王族間の争いである。桓武新政権によって、天武系から天智系への皇統交替が演出されたことで、光仁は天智系皇統の始祖と位置づけられ、その治世は桓武朝の前史と認識されるようになったのである。

おわりに

推論に推論を重ねてきたが、本稿では、これまで一般に天武系から天智系への皇統交替の画期と考えられてきた光仁天皇の即位について、奈良時代における天智系王族と天武系王族との処遇を比較しながら、検討を加えてきた。

その結果、光仁即位以前において、高市・舎人・新田部系の孫王が特別優遇されたのに対して、それ以外の孫王は天智系・天武系問わず、その処遇に差異は見られず、むしろ施基系の春日王や白壁王の処遇は、上記三親王系に次いで優遇さ

れている様子が見受けられた。このように考えると、称徳朝までの皇位継承争いで上記三親王系の子孫が相次いで姿を消すなか、聖武皇女井上と婚姻を結んでいた光仁が擁立されるのは自然な成り行きであったと考えられる。

さらに、光仁即位に際しては、聖武の血を引く皇后井上・皇太子他戸・斎王酒人という布陣をひくことで、光仁自身が聖武系の継承者であることを標榜し、その崩御に至るまで、台頭しつつある山部擁立派を牽制しながら、反山部派を支え続けていたと結論づけた。

既に明らかにされているように、天智系・天武系といった皇統交替という認識そのものが桓武による一連の施策の結果である。ただ、これまでの研究では、桓武朝での転換に言及するばかりで、それ以前の光仁朝については桓武朝との比較で言及されるくらいで、光仁朝時点での皇統意識が検討されることはなかった。本稿では、奈良時代の孫王を網羅的に検討することで、即位以前の光仁の立ち位置から、光仁朝の皇統意識について検討を試みた。

本来であれば、光仁朝における政策面の変化などにも言及する必要があるし、結論としては、これまでの研究の範疇を超えるものではない。だが、光仁天皇や光仁朝を単なる桓武天皇や桓武朝の前史と捉える従来の見方に対して、桓武との対立・断絶という側面があることが幾ばくかでも提示できていれば幸いである。

註

(1) 例えば、佐藤信編『大学の日本史—古代』（山川出版社 二〇一六年）では、「奈良時代をとおして続いてきた天武天皇系の皇統にかわって、天智天皇の孫である白壁王が立てられ、即位して光仁天皇となった」（一五七頁）と記される。

(2) 瀧浪貞子「桓武天皇の皇統意識」（『日本古代宮廷社会

の研究』思文閣出版 一九九一年）。吉川真司氏も、桓武朝において天智直系皇統の宣揚がなされたことを指摘している（『後佐保山陵』『律令体制史研究』岩波書店 二〇二二年、初出二〇〇一年）。

(3) 藤堂かほる「律令国家の国忌と廢務—8世紀の先帝意識と天智の位置づけ—」（『日本史研究』四三〇 一九九八年）、同「天智陵の营造と律令国家の先帝意識—山科陵の

位置と文武三年の修陵をめぐって―」（『日本歴史』六〇二一九九八年）。

(4) 『続日本紀』靈龜二年八月甲寅条の施基親王薨伝には「第七皇子」とある。あるいは、早世などで史料上確認できない天智皇子が存在していた可能性もあるが不明。なお、『類聚三代格』には「第三子」とある。

(5) 本表の天武皇子の掲載順は、拙稿「天武皇子の年齢順について」（『国史談話会雑誌』五六 二〇一五年）で検討した生年順である。

(6) 選叙令35蔭皇親条によると、蔭位の制によって親王の子（孫王）は従四位下を与えられることになっている。慶雲年間以降としたのは、大宝令成立後、この蔭位の制が適用されたのが慶雲元年正月癸巳条の叙位で、この前年に始めて皇親・五世王・五位已上の子で、二一歳已上の者の歴史が録され、式部省に送られているためである（大宝三年一二月甲子条）。なお、この中には天智・天武以前の大王の孫王、あるいは三世王以下で別勅によって従四位下に叙された者も含むかもしれないが、父親が孫王以下であることが分かる者以外はすべて掲げた。

(7) 長所生の大市王・舎人所生の大炊王は、それぞれ「第七子」との記録が残る。

(8) 『続日本紀』光仁天皇即位前紀には「田原天皇第六之皇子」とあり、施基には光仁を含めて最低六人の男子がいたことが分かる。なお、光仁の兄弟としては、湯原王・榎

井王・壹志王の存在が確認できるが、叙位・任官などの記録がないため、表には記載していない。

(9) 拙稿前掲(5)でも天武系孫王の初叙状況を検討している。以下、本章では、特に断りがない場合、「別稿」と記すのはこれを指す。

(10) 選叙令34授位条・35蔭皇親条。

(11) 崩伝から算出。

(12) 『公卿補任』天平元年条などの没時四六歳説と『懷風藻』長屋王伝の没時五四歳説がある。前者を採ると初叙時二一歳となるが、本文でも述べたように、二一歳での初叙は相当に早く、しかも正四位上であることから、後者が妥当と考える（寺崎保広『長屋王』吉川弘文館 一九九九年）。

(13) 智努王・栗栖王・塩焼王・大市王は『公卿補任』掲載の年齢から算出。

(14) 選叙令34授位条。

(15) 鈴鹿王・道祖王の初叙は、兄の長屋王・塩焼王がそれぞれ三五歳・二三歳の時であるため、それ以下とした。春日王の場合は、母当耆内親王（天武皇女）が大宝元年（七〇一）まで伊勢斎王を務めていたことから（大宝元年二月己未条）、その誕生は早くても大宝元年と考えられるため、初叙の養老七年（七二三）段階では二二歳以下と推定できる。また三原王の場合、初叙の養老元年（七一一）の時点で父舎人は四二歳であることから、舎人一七歳時の誕

生を上限と考えると二六歳以下となる。

(16) 『養老七年正月丙子条の補注』(『続日本紀 二』岩波書店 一九九〇年、四九八頁、補注九―一二)には「舍人・長は共に母が皇女で舍人の方が年長であるから、ここに来栖王を三嶋王より先に挙げてゐるのは、来栖王が年長であるためか。」とあり、同様の推測が行われている。

(17) 拙稿前掲(5)二四頁。

(18) 『続日本紀』養老三年十月辛丑条に「今二親王、宗室年長」、天平宝字元年四月辛巳条に「宗室中、舍人・新田部両親王、是尤長也」とある。

(19) 鈴鹿王は、初叙の一六年後の神龜三年(七二六)に從四位上に昇叙される。從四位下のまま昇叙されない孫王も多いが、昇叙される場合は概ね一〇年前後であり、他の孫王に比べても初叙から一六年後に昇叙というのは長い方である。兄長屋王が初叙から約二〇年の間に正二位まで昇りつめたのとは対照的である。

(20) 拙稿「女帝即位の歴史的意義」(『日本古代の女帝と讓位』塙書房 二〇一五年、初出二〇一三年)。

(21) 継嗣令4王娶親王条。

(22) 吉備所生の膳夫王の初叙が神龜元年(七二四)なので、二世王最年少である一九歳での叙位だったとしても慶雲三年(七〇六)までには膳夫を産んでいることになる。また天武一二年(六八三)生まれの文武との関係は不明だが、姉の元正の生年が天武九年なので、文武即位時点(六

九七)で一八歳の元正を上回ることはないことから、長屋王との婚姻は文武の即位後、内親王となつてからの可能性が高い。

(23) 『続日本紀』慶雲元年正月癸巳条。

(24) 『続日本紀』和銅二年一月甲寅条、同三年四月癸卯条、靈龜二年正月壬午条、養老二年三月乙巳条、同五年正月壬子条。

(25) 初叙(從四位下)から從四位上への昇叙までの年数「表2」を平均して算出。

(26) 『続日本紀』養老元年三月癸卯条、養老四年八月癸未条。

(27) 『続日本紀』靈龜元年二月丁丑条。

(28) 大山誠一『長屋王家木簡と奈良朝政治史』(吉川弘文館 一九九三年) 六二頁、寺崎(12)二五六頁。

(29) 拙稿「令制キサキ制度の基礎的考察」(『日本古代の女帝と讓位』塙書房 二〇一五年、初出二〇一一年)。

(30) 『続日本紀』天平元年二月癸酉条。桑田王は石川夫人所生との説もある。

(31) 『続日本紀』天平五年三月辛亥条、同一二年正月庚子条・一月庚申条、同一四年九月甲午条。

(32) 『続日本紀』天平一四年一〇月癸未・戊子条。

(33) 『続日本紀』天平一七年四月壬寅条、同一八年閏九月乙酉条。

(34) 事件前の婚姻とするのは、林陸朗「奈良朝後期宮廷の

暗雲」〔『上代政治社会の研究』吉川弘文館 一九六九年、初出一九六一年）、塚野重雄「不破内親王の直叙と天平十四年塩焼王配流事件」〔『古代文化』三五―三・八 一九八三年）など。事件後とするのは、早川庄八「かけまくもかしこき先朝」考〔『日本歴史』五六〇 一九九五年）、館野和己「井上内親王・不破内親王・他戸親王」〔『平城京の落日』清文堂出版 二〇〇五）など。

(35) 早川前掲(34)。

(36) 館野前掲(34)。

(37) 松尾光「古代戸籍にみえるいわゆる高齢出産者の年齢」〔『飛鳥奈良時代史の研究』花鳥社 二〇二一年、初出二〇二〇年)。

(38) 拙稿「不破内親王」〔い)までわかった！敗者で読み解く古代史の謎』KADOKAWA 二〇一四年)。

(39) 不破の生年は不詳であるが、養老元年(七一一)生まれの井上より年少で、神亀五年(七二八)生まれの安積より年長であったことから、天平一二年時点では一〇代半ば、二〇歳前後と考えられる。

(40) 塚野前掲(34)。

(41) 『続日本紀』神護景雲三年五月壬辰条。

(42) 『続日本紀』天平宝字七年正月壬子条。

(43) 『続日本紀』天平勝宝八歳五月丙辰条。

(44) 『続日本紀』天平宝字元年七月庚午条、『公卿補任』天平宝字元年条。

(45) 『続日本紀』天平宝字八年九月壬子条。

(46) 仲麻呂の乱に際して、妻子の不破と川継らが連坐していないことや、依然とした不破の冷遇からすると、淳仁朝における塩焼王の重用には、不破との婚姻関係はそれほど影響していなかったと推察される。だが、仲麻呂の乱で臣籍降下していた塩焼が今帝として擁立されたのは、不破との婚姻関係が考慮されたことも考えられる。

(47) 『続日本紀』慶雲三年八月庚子条。

(48) 養老五年正月に従四位上、養老七年正月に正四位下、神亀元年二月に正四位上〔『続日本紀』)。

(49) 『続日本紀』靈龜二年八月甲寅条、神亀三年九月壬寅条。

(50) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館 一九八六年)、瀧浪前掲(9)など。

(51) 天平一八年四月に従四位下から従四位上へ昇叙されていることから〔『続日本紀』)、この前後とも考えられるが、不明。

(52) 『続日本紀』天平宝字元年四月辛巳条、天平宝字元年七月己酉・庚戌条。

(53) 拙稿「女帝の不婚性」〔『日本古代の女帝と讓位』塙書房 二〇一五年)。

(54) 橘奈良麻呂の変で捕らえられた佐伯全成の勘問のなかで、「去天平十七年」に「猶無_レ立_二皇嗣_一」として、黄文王を擁立する計画があったことが語られている〔『続日本

紀』天平宝字元年七月庚戌条。

(55) 『白壁擁立に關する』『統日本紀』宝龜元年八月癸巳条や『水鏡』では、年齢や先帝の功績、子の多少などの問題とされ、井上との婚姻関係は取り上げられていない。だが、『統日本紀』の即位前紀には、「龍潜之時」の童謡が引かれ、「于_レ時井上内親王爲_レ妃。識者以爲、井則内親王之名。白壁爲_二天皇之諱。蓋天皇登_レ極之徵也。」とあり、井上との婚姻と白壁擁立の関連を示唆している。

(56) 『統日本紀』宝龜元年十一月甲子条、同二年二月丁卯条。

(57) 坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』(講談社 二〇〇一年) 一五頁。

(58) 『統日本紀』天平宝字三年六月庚戌条。

(59) 拙稿「皇后制の成立」(『日本古代の女帝と讓位』塙書房 二〇一五年)。

(60) 榎村寛之「元・斎王井上内親王廢后事件と八世紀王權の転成」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四 二〇〇七年)。

(61) 『統日本紀』宝龜三年三月癸未条、五月丁未条、宝龜四年正月戊寅条。

(62) 『統日本紀』宝龜四年一〇月辛酉条、同六年四月己丑条。

(63) 前者は林前掲(34)・角田文衛「宝龜三年廢后廢太子事件」(『角田文衛著作集三律令国家の展開』法蔵館 一九

八五年、初出一九六五年)・中川久仁子「桓武」擁立の背景―井上・他戸母子の処遇をめぐって―(『日本古代史研究と史料』青史出版 二〇〇五年) など。後者は大隅清陽「桓武天皇」(『古代の人物四平安の新京』誠文堂 二〇一五年) など。

(64) 『公卿補任』宝龜二年条。

(65) 林前掲(34)。

(66) 前掲註(41)。

(67) 『統日本紀』宝龜三年二月戊午条、宝龜四年正月丁丑朔条、五月丙戌条、天応元年十一月庚午条。

(68) 『統日本紀』宝龜一〇年正月丙寅条。

(69) 清水みき「桓武天皇の来た道」(『桓武と激動の長岡京時代』山川出版社 二〇〇九年)。

(70) 吉川前掲(2)。

(71) 水上川継事件については多くの先行研究があるが、本稿を書くにあたって主に参照したものは以下の通りである。林前掲(34)、阿部猛「天応二年の水上川継事件」(『平安前期政治史の研究』高階書店 一九九〇年)、亀田隆之「水上川継事件」(『奈良時代の政治と制度』吉川弘文館 二〇〇一年)、木本好信「水上川継事件と藤原浜成」(『甲子園短期大学文化情報学科学研究報告』一 二〇〇六年)。

(72) 『統日本紀』延暦元年閏正月甲子(10日)・丁酉(14日)・辛丑(18日)・壬寅(19日)条。

(お茶の水女子大学助教)

